

# 障害者理解促進研修会

～障害のある方への「合理的配慮」とは？～

本年4月に施行された「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」では、事業者の皆様にも、障害のある方への「合理的配慮」を求めています。

具体的に障害のある方に対してどのようなことをすればよいのかなど、配慮の事例や障害者の就労、雇用について考える研修会を開催します。

## 内容

- 1 障害者差別解消推進条例について
- 2 障害及び障害者の理解について  
秋田大学教育文化学部 准教授 前原 和明 氏
- 3 県内における障害者の職業紹介状況について  
秋田労働局
- 4 事例紹介  
事業者による障害者への配慮事例

地区	日にち	会場
県北	9月2日(月)	北秋田市民ふれあいプラザ(コムコム) (北秋田市花園町10番5号)
県央	9月10日(火)	秋田県庁第2庁舎8階大会議室 (秋田市山王3丁目1番1号)
県南	9月11日(水)	増田地区多目的研修センター (横手市増田町増田字土肥館173番地)

※全地区時間は13時30分～16時30分

裏面の申込用紙に記入のうえ、メール又はFAXでお申込みください。  
当日の参加も受け付けます。

お申込み  
お問合せ

秋田県健康福祉部障害福祉課

TEL 018-860-1332 FAX 018-860-3866

E-mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/43789>